

報道関係者 各位

令和6年9月27日（金）

【照会先】

中央労働委員会事務局

調整第一課課長 境 伸栄

個別労働関係紛争業務支援室

個別労働関係紛争業務支援官 増子 剛

電話：03-5403-2181（直通）

10月は「個別労働紛争処理制度」※周知月間です

～ 労働相談会、パネル展や出前講座、セミナーなどを全国各地で開催 ～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間としています。16年目となる本年度は、10月1日（火）から31日（木）までの1か月の間、集中的な周知・広報活動を全国的に展開します。（詳細は以下と「別紙1～4」参照）。

（注）一部取り扱いのない都道府県労働委員会があります。

■取り組み内容

（1）都道府県労働委員会

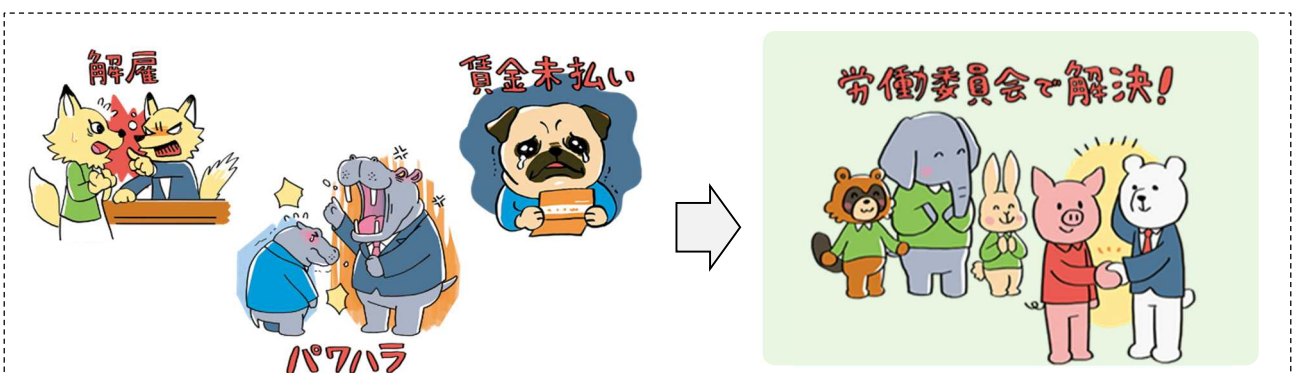
- ・労働相談会の開催
- ・パネル展や出前講座、セミナーなどのイベントの開催
- ・街頭宣伝活動の実施
- ・自治体広告の掲載、地元メディアへ出演 など

（2）中央労働委員会

- ・労使関係セミナーの開催
- ・商業施設の協力によるポスター掲示の周知・広報
- ・労使関係団体等の協力による周知・広報
- ・SNS（公式X（旧Twitter）等）を通じた周知・広報



※「個別労働紛争処理制度」とは、労働者と事業主の間に発生した労働条件や職場環境等のトラブルを解決するための制度のことです。都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県の労働委員会を除く）では、労働問題の専門家である委員があっせん員（公労使三者構成）となり、解雇、パワハラ、賃金未払い等の紛争の解決を支援する「個別労働紛争のあっせん」等を行っています。



- ・別紙 1 令和 6 年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各労働委員会別取組予定
- ・別紙 2 「個別労働紛争処理制度」周知月間に実施する労働相談会、イベント等の一覧
- ・別紙 3 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー
- ・別紙 4 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ
- ・参考 1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱
- ・参考 2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要
- ・報道発表資料「全体版」

令和 6 年度「個別労働紛争処理制度」周知月間における各道府県労働委員会別取組予定

令和6年9月6日時点

取組 労働委員会	労働相談会（※）	街頭宣伝活動（※）	出前講座、セミナー等のイベント（※）	SNS による情報発信	記者会見	地元メディア出演	マスコミ依頼	自治体依頼	団体依頼	労働委員会HP掲載	メールマガジン掲載	広告掲載	その他 特記事項
北海道		○	○	○			○	○	○	○			・「チラシ、パンフレットの作成・配布」に関連する取組として、道内の大学に対し、新卒就職予定の学生向けにワークルールを周知する冊子を配布予定。 ・各振興局（胆振、渡島、宗谷及びオホーツクを除く※）において道労委が作成した個別的労使紛争あっせん制度PR動画の放映。 ※放映可能なTV、デジタルサイネージがないため放映不可
青森県	○			○			○	○	○	○	○		
岩手県	○		○	○			○	○	○	○		○	・公労使委員による月例無料労働相談会を1回、出前無料労働相談会を県内3か所で実施し、うち1か所は、労働局、弁護士会、社会保険労務士会等と連携した合同労働相談会として開催し、これらの相談会に合わせて、あっせん制度の周知等を行う予定。 ・県立図書館と連携したパンフレットや関連図書の展示を行う予定。
宮城県		○	○	○		○	○	○	○	○	○		
秋田県		○		○				○	○	○			
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福島県	○		○	○			○			○			・昨年度初めて開催した県立図書館でのパネル展について、今年度も同様に実施する。 ・事務職員と労働局の総合労働相談員による現地相談会を実施する。 （10月に1回、11月に3回実施予定）
茨城県	○			○			○	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	・L R T 車内での音声広告（新規）。 ・相談会開催市の公営バスへの広告掲載（フロント幕掲示及び車内への相談会チラシ設置）。
群馬県			○	○			○	○	○	○			・庁舎内のデジタルサイネージを使用したPR動画の掲載。
埼玉県				○			○	○	○	○	○	○	・今年度から、SNSにおけるあっせんの啓発活動に力を入れることとし、県の広報課に依頼して10月の個紛月間に合わせて投稿を行う。
千葉県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	
新潟県	○		○	○		○	○	○	○	○		○	・出前講座は通年で実施。 ・SNSによる情報発信について、ホームページに報道発表資料を掲載すると、県の広報広聴課のTwitterアカウントに自動でページのタイトルとリンクがツイートされるもの。 ・広告の掲出は、Googleディスプレイ広告を掲出予定。
山梨県	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	・地元J2サッカーチームのホームゲーム開催時に試合会場の大スクリーン（オーロラビジョン）にて周知。
長野県	○	○		○		○		○	○	○			・県の労政事務所主催の労働教育講座で周知広報すべく調整中。
静岡県				○		○	○	○	○	○	○	○	・電車中吊り広告。 ・地上デジタル放送（dボタン）。 ・デジタルサイネージの掲出。
富山県	○		○	○			○	○	○	○			
石川県	○		○	○		○	○	○	○	○			
福井県	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	
岐阜県							○	○	○	○	○		・県民手帳への記載。 ・出前講座は6月に実施。
愛知県								○	○	○	○		
三重県	○		○	○			○	○	○	○			・出前講座は8月～9月に実施。
滋賀県	○		○	○			○	○	○	○		○	
京都府				○			○	○	○	○	○		
奈良県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	・デジタルサイネージにて、労働相談会周知静止画を放映。（県内4か所）
和歌山県	○	○		○			○	○	○	○	○		
鳥取県	○			○			○	○	○	○		○	・懸垂幕及び横断幕によるPR。 ・周知ステッカーの配布。 ・Yahoo!におけるリスティング広告の実施。
島根県	○		○	○			○	○	○	○			
岡山県				○			○	○	○	○		○	・ディスプレイ広告。 ・岡山県立図書館との連携展示。
広島県			○	○				○	○	○	○		
山口県				○					○	○			・SNSによる情報発信について、県のデジタル広報誌に記事を掲載すると、県の公式アカウント（Facebook、X、LINE）でも発信される。 ・デジタルサイネージ（スーパー、郵便局、県立施設等）を利用した広報を実施。
徳島県	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
香川県	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	
愛媛県	○			○				○	○	○		○	・事務局職員による夜間電話相談。（10/8、24 17：15～20：00） ・県庁舎ロビー等に設置されたデジタルサイネージへの画像掲示。 ・県政情報発信のテレビ・ラジオ番組での情報発信。（スポット枠） 等
高知県	○		○	○			○	○	○	○	○	○	・CM放送を広報媒体として利用することとしている。 ・今年度から新たにグーグルディスプレイ広告を広報媒体として利用する。
佐賀県	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	
長崎県	○			○			○	○	○	○	○	○	
熊本県	○		○	○		○	○	○	○	○		○	
大分県	○	○		○			○	○	○	○		○	
宮崎県	○			○		○	○	○	○	○	○		・労働委員会委員による労働相談会を労働相談週間に合わせて開催。 ・県政番組に公労使の委員3名と事務局職員が出演し、労働相談週間及び労働委員会委員による労働相談会のPRを行う予定。
鹿児島県	○			○			○	○	○	○		○	・県立図書館など4公立図書館を対象に、関連図書の選書コーナーの設置を依頼し、併せて、ポスター、チラシ、カードを設置（令和6年度新規）。 ・出前講座は通年で実施。
沖縄県				○			○		○	○			・出前講座及び使用者向けセミナーは通年で実施。 7月～1月の間：出前講座 4カ所、セミナー 2カ所
合 計	29	12	23	40	1	12	36	39	41	42	19	21	

（※）労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程等については、別紙2参照。 【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く。】

令和6年度「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動等の一覧

令和6年9月6日時点

労働 委員会	労働相談会		街頭宣伝活動		出前講座、セミナー等のイベント		
	開催日	開催場所	実施日	実施場所	実施期間・日	イベントの具体的内容	実施場所
北 海 道			10月5日	札幌駅前通地下歩行空間	10月5日	北海道労働委員会、北海道社会保険労務士会札幌三支部、ジョブカフェ北海道が連携し、PRパネル展や社会保険労務士による無料相談会を開催。	札幌駅前通地下歩行空間
青 森 県	10月1日	労働委員会					
	10月6日	弘前市総合学習センター(弘前市)					
	10月20日	ユートリー(八戸市)					
	10月27日	労働委員会					
岩 手 県	10月5日	宮古地区合同庁舎(宮古市)			10月中	資料・図書の展示	岩手県立図書館
	10月20日	一関地区合同庁舎(一関市)					
	10月21日	労働委員会(盛岡市)					
	10月27日	アイーナ(盛岡市)					
宮 城 県			10月 (調整中)	JR仙台駅	10月1日～4日 10月16日～31日	パネル展示 パネル展示	宮城県庁舎 宮城県図書館
秋 田 県			10月3日	秋田駅			
山 形 県	10月6日	置賜総合文化センター(米沢市)	9月30日	イオンモール山形南	10月1日～16日	パネル展示	山形県庁
	10月6日	鶴岡市勤労者会館(鶴岡市)	10月16日	マックスバリュ新庄店	10月1日～16日	パネル展示	県立図書館
	10月20日	大手門パルズ(山形市)			10月25日	出前講座	山形県建設コンサルタント協会
	10月20日	最上広域交流センター「ゆめりあ」(新庄市)					
福 島 県	10月16日	福島県社会福祉協議会			10月4日～11月6日 10月1日～31日	パネル展示 パネル展示	福島県立図書館 福島県庁
茨 城 県	10月9日	茨城県庁					
	10月17日	茨城県庁					
	10月25日	茨城県庁					
栃 木 県	10月20日	栃木商工会議所(栃木市)	10月25日	イトーヨーカドー宇都宮店	10月	パネル及び図書の展示	県立図書館
	10月25日	イトーヨーカドー宇都宮店			10月	図書の展示	市町図書館(一部)
群 馬 県					10月28日	労働法の基礎 出前講座	高崎経済大学(高崎市)
千 葉 県	10月20日	船橋フェイスビル(船橋市)			10月22日～23日	パネル展示	千葉県庁
	10月26日	千葉県労働委員会					
新 潟 県	10月19日	長岡地域振興局(長岡市)			10月23日	出前講座	長岡明德高校(長岡市)
	10月27日	新潟県庁					
山 梨 県	10月19日	山梨県立図書館	9月25日	甲府駅南口駅前広場、甲府駅北口ペDESTロリアンデッキ内	9月13日～18日、 10月4日～19日	パネル展示	山梨県立図書館
	10月20日	河口湖ショッピングセンターBELL			10月20日	パネル展示	河口湖ショッピングセンターBELL
長 野 県	10月19日	長野市生涯学習センター(長野市)	10月3日	長野駅前			
	10月26日	松本市勤労者福祉センター(松本市)	10月4日	松本駅前			
富 山 県	10月18日	富山県労働委員会相談室			未定	「あっせん概要について」出前出張	富山県教育文化会館(富山市)
石 川 県	10月16日	石川県職業能力開発プラザ(金沢市)			未定	セミナー	石川県庁(金沢市)
					9月20日～10月4日	パネル展示	石川県庁(金沢市)
					10月18日～31日	パネル展示	石川県立図書館(金沢市)
福 井 県	10月9日	順化公民館	10月4日	福井駅	10月4日～8日	パネル展示	県立図書館
	10月13日	AOSSA			10月25日～11月1日	パネル展示	敦賀市役所(敦賀市)
	10月27日	生涯学習センター(敦賀市)					
三 重 県	10月21日	三重県労働委員会室			9月20日～10月31日 10月25日	パネル展示 出前講座	県立図書館 津市内
滋 賀 県	10月5日	勤労者総合福祉センター(長浜市)			未定	出前講座	未定
	10月13日	滋賀県男女共同参画センター(近江八幡市)					
	10月16日	市民交流プラザ(草津市)					
	10月20日	ビバシティ彦根(彦根市)					
	10月25日	滋賀県庁					
奈 良 県	10月6日	橿原文化会館(橿原市)			10月22日～27日	パネル展示	県立図書情報館(奈良市)
	10月10日	奈良県庁分庁舎(奈良市)					
和歌山県	10月6日	イオンモール和歌山	10月6日	イオンモール和歌山			
鳥 取 県	10月27日	福祉文化会館(鳥取市)					
	10月27日	エースバック未来中心(倉吉市)					
	10月27日	ふれあいの里(米子市)					
島 根 県	10月14日	いきいきプラザ島根			10月18日	出前講座 パワハラ、セクハラ、マタハラ	県内企業(益田市)
	10月27日	あすてらす(大田市)					
広 島 県					10月23日	セミナー 基調講演及びパネルディスカッション	広島YMCA国際文化センター
徳 島 県	10月6日	阿南ひまわり会館	10月6日	阿南ひまわり会館	9月28日～10月25日	パネル展示・図書ミニ展示	徳島県立図書館
	10月10日	徳島県庁	10月27日	美馬市地域交流センターミライズ	10月18日	労使関係セミナー	ザ・グランドパレス徳島
	10月17日	徳島県庁					
	10月27日	美馬市地域交流センターミライズ					
	10月31日	徳島県庁					
香 川 県	10月5日～6日	香川県社会福祉総合センター(高松市)			10月7日～11日	パネル展示	県庁
	10月7日	さぬき市役所					
	10月8日	三豊合同庁舎(観音寺市)					
	10月9日～10日	県庁(高松市)					
	10月11日	丸亀市役所					
愛 媛 県	10月11日	労働委員・相談室					
	10月25日	労働委員・相談室					
高 知 県	10月25日	高知県庁北庁舎			10月11日～17日 10/10日～23日	パネル展示 パネル展示	高知県庁本庁舎ロビー オーテピア高知図書館
佐 賀 県	10月28日 ～11月3日	佐賀県庁南館 労働委員会室	10月21日	JR佐賀駅及び 佐賀駅バスセンター	10/1日～4日 9月26日～10月29日	パネル展示 パネル展示	アバンセ 県立図書館
	10月20日	長崎県県北振興局天満庁舎(佐世保市)					
長 崎 県	10月27日	長崎県庁					
熊 本 県	10月5日	くまもと県民交流館パレア(熊本市)			10月上旬～中旬 10月19日～30日	パネル展示 パネル展示	くまもと県民交流館パレア(熊本市) 熊本県立図書館ギャラリー展示場(熊本市)
大 分 県	10月1日～7日	大分県労働委員会事務局執務室	10月1日	大分駅前広場北口			
	10月17日	別府市役所					
宮 崎 県	10月5日～11日	労働委員会事務局内					
鹿児島県	10月1日	県庁労働委員会					
	10月22日	県庁労働委員会					
	10月27日	県庁労働委員会					

※ 各催しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は、中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会所在地一覧」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、集团的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、これらの紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、労使関係者の関心が高いテーマの基調講演、②パネルディスカッション等、などを内容とするセミナーを全国各地で開催しております(参加無料・要予約)。月間中に開催される予定のものは次のとおりです。

開催地		北海道地区	関東地区	近畿地区	中国地区	四国地区
		札幌市	東京都港区	奈良市	広島市	徳島市
開催日		10月 1 日（火）	10月11日（金）	10月31日（木）	10月23日（水）	10月18日（金）
会場		かでの 2 ・ 7	労働委員会会館	奈良公園バスターミナル	広島YMCA国際文化センター	ザ・グランドパレス徳島
基調講演	テーマ	「職種・勤務地限定社員に対する解雇・雇止め・退職勧奨について～事例・裁判例に学ぶ～」	「労働事件の重要・最新判例」	「事例から考えるカスタマーハラスメント対策について」	「職場のハラスメント対策～パワーハラスメントに対する使用者の対策について」	「最新・注目労働判例に学ぶ」
	講師	○渡邊 絹子氏 中央労働委員会 東日本区域地方調整委員、筑波大学ビジネスサイエンス系准教授	○原 昌登氏 中央労働委員会 東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授	○柏崎 洋美氏 中央労働委員会 西日本区域地方調整委員長代理、京都先端科学大学経済経営学部経済学科 准教授	○原 昌登氏 中央労働委員会 東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授	○山川 隆一氏 中央労働委員会 会長代理、明治大学法学部教授
パネルディスカッション等	内容	事例紹介 「道内における労働問題に関する労使紛争事例」	パネルディスカッション	「奈良県労働委員会の取組紹介」、 「事例発表～ハラスメント相談事例について～」	パネルディスカッション	パネルディスカッション
参加者予定数		150名	80名	100名	150名	100名

※ なお、11月以降も、開催予定のある地区があります。
※ 各セミナーの詳細は、中央労働委員会ホームページの「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

【個別労働紛争処理制度マンガで解説①労使間の「異動」トラブル】

職場トラブルの解決を無料で支援する道府県労働委員会。#配置転換 に関する紛争解決をマンガで解説します。専門性の高いあっせん員が労使双方から話を聞いて、あっせん案を示し労使紛争の解決に導きます。

■詳細

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>

転居を伴う異動が解決したケース

個別的労働紛争事例①



個別的労働紛争のあっせんの進め方

労使の紛争が発生
(自主解決が困難)

労働委員会へ
あっせん申請

あっせん員による
事情聴取

あっせんの実施
(あっせん案の提示)

拒否

受諾

打ち切り

解決

労働委員会が「あっせん」
して労使紛争の解決を
お手伝いします

「あっせん」は、
紛争解決のための
簡単で迅速な
手続なので
よく活用されているのよ



「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱

平成 21 年 4 月 23 日
全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10 月の 1 か月間

5 実施内容

実施機関が現在 10 月に行っている事業等について、今後、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用したPRの実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等

(4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に関係する機関に対して協力要請を行う。

要請事項、要請方法等については、別に定めるものとする。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

※ 具体的内容及び現在10月以外に行っている事業等の取扱い等については、各労委の自由に委ねるものとし、強制は行わない。

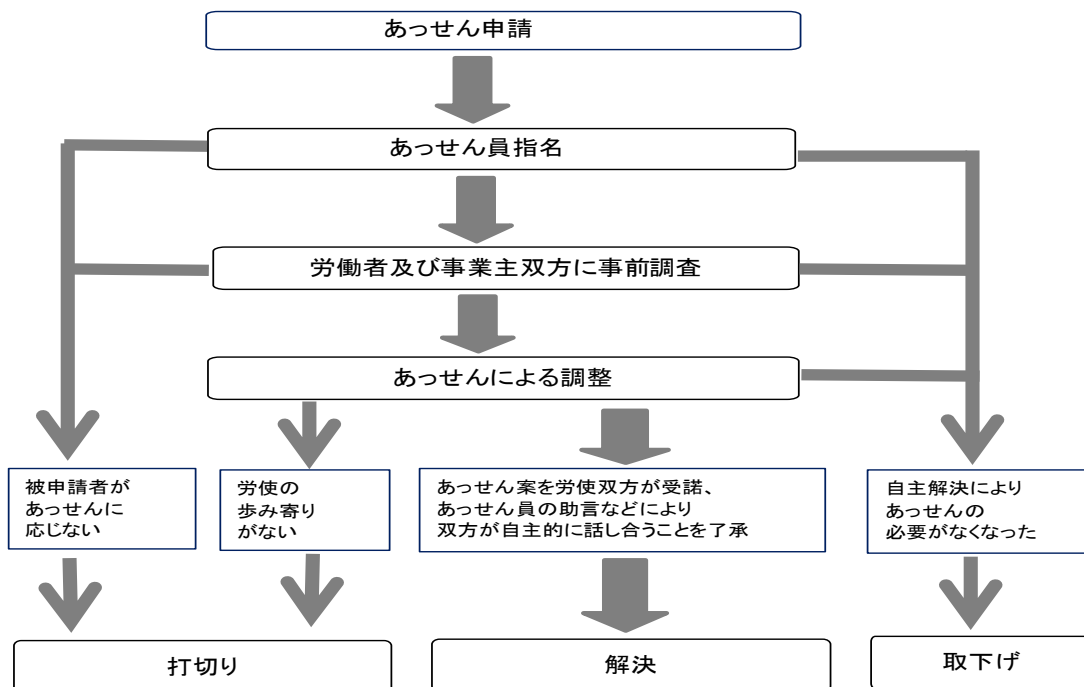
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇止め、パワハラ等のトラブルを労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く 44 道府県）で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続は、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士、教授など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社役員経験者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 令和4年度実績で、処理に要した期間は、56.3 日で、1 か月以内が 26.6%、2 か月以内では 64.5%であり、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他機関の個別労働紛争処理と比較した場合の特色

他機関で行う個別労働紛争処理と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。